

## 「横浜型児童家庭支援センター」の開設について

9月1日より、区内に「横浜型児童家庭支援センター」が開設しましたので、情報提供いたします。

### 1 「横浜型児童家庭支援センター」概要

児童福祉法に基づき設置される施設で、子育てに悩む地域の保護者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や、日中預かり・宿泊を伴う預かり等のサービス提供を行う支援機関です。

福祉保健センターや児童相談所などの関係機関と連携して、相談やケア業務を行っていきます。

#### 【主な事業】

①相談事業（電話相談、訪問相談等 18歳未満の児童を養育している家庭）

②子育て短期支援事業

・児童（原則、2歳から12歳まで）を養育している家庭において、保護者の疾病その他の理由によって、養育が一時的に困難となった場合に、当該児童の一時預かりを行います。

③地域交流事業（地域の子育て家庭を対象とした交流イベントの企画・運営等）

### 2 運営法人・施設名

当センターは、以下の法人が運営を行います。

法人名	社会福祉法人 千里会
施設名	ラ・コッコラ港北
設置場所	港北区大豆戸町492-1 菊名スカイマンションA502 面積：71.27㎡・3LDK
電話番号	(045)-717-6740
法人本部	横浜市港北区新横浜1丁目22番地4 TEL(045)-471-8688

その他、法人が運営している事業

- ・特別養護老人ホーム 2施設：「新横浜パークサイドホーム」「第2新横浜パークサイドホーム」
- ・保育所 1施設：「ピッコロ・グランデ新横浜」 ※小規模保育（19人）

【参考：横浜型児童家庭支援センター利用のご案内(別添)】

担当 こども家庭支援課こども家庭支援担当  
國本、田邊(内線 2389)



## 「電話して つながる絆 広がる支援」

(全国児童家庭支援センター協議会 標語)

- 電話相談 ~まずは、お電話ください。秘密は厳守します。
- 来所相談 ~相談員、心理士がご相談に応じます。  
(センターによって開所時間が異なりますので、あらかじめお問い合わせください。)

### ○児童家庭支援センター 一覧

(児童家庭支援センターは市内に7か所(平成28年9月現在))

- ☆児童家庭支援センター みなと  
横浜市中区山手町68 (聖母愛児園内) ☎: 663-2759
- ☆児童家庭支援センター むつみの木  
横浜市南区睦町1-17-4 ☎: 325-8828
- ☆のぼ こども家庭支援センター  
横浜市港南区野庭町631 ☎: 840-5092
- ☆児童家庭支援センター おおいけ  
横浜市旭区上白根町914-7 (旭児童ホーム内)  
☎: 951-4935
- ☆児童家庭支援センター かわわ  
横浜市都筑区川和町967 (川和児童ホーム内)  
☎: 938-5055
- ☆杜の郷子ども家庭支援センター  
横浜市泉区中田北2-12-22 ☎: 806-0722
- ☆児童家庭支援センター ラ・コッコラ港北  
港北区大豆戸町492-1 菊名スカイマンションA502  
☎: 717-6740



## 横浜型児童家庭支援センター

### 利用のご案内

ひとりで悩まず、まずはお話しすること  
から始めませんか？

児童家庭支援センターは、地域の子育て  
家庭のための施設です。

横浜市こども青少年局

## ○児童家庭支援センターとは

地域の子育て家庭の皆さんからのさまざまな相談に対して、専門的な支援をするとともに、さまざまな援助を行う児童福祉施設として、児童福祉法に定められている、横浜市から認可を受けた施設です。

## ○「横浜型」児童家庭支援センターについて

市内で児童養護施設などを運営する社会福祉法人が、子育て中の地域の皆さんに「手をさしのべる」支援を行う機関として運営しています。児童福祉施設内に設置されている施設と、独立して設置している施設とがあります。

まずはお電話で、お気軽にご相談ください。



## ○センターは、子育て中のご家庭を応援します（事業案内）

子育てでちょっと困ったことなど、相談員や心理士が相談に応じ、さまざまなサービス利用の提案など、解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

児童家庭支援センターでは、地域の支援機関として、次の業務を行います。

- 1 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- 2 児童相談所からの受託による指導
- 3 関係機関等との連携・連絡調整
- 4 里親・ファミリーホームへの支援
- 5 養育家庭支援事業（市町村の求めに応ずる事業）  
区役所と連携して、皆さんの子育てを支援します。
  - (1) 登録家庭の家庭環境の改善
  - (2) 登録家庭の援助に必要な関係機関との連絡調整
  - (3) 横浜市子育て短期支援事業の利用調整・実施  
子どものショートステイについて、利用の相談を受け付けます。  
詳しくは次のページをご覧ください。
  - (4) その他、登録家庭に必要な援助



## ○子どものショートステイ（横浜市子育て短期支援事業）

こんな時、お子さんをお預かりできます。

保育園や幼稚園、小学校までの送迎も可能です。

まずは、センターにご相談ください。

（子育て短期支援事業は、市内7か所で開催中。（平成28年4月現在））

子育てにちょっと疲れたとき・・・  
仕事や介護でどうしてもお子さんを見られないとき  
急な入院や出産などで、  
お子さんを一人にしなければならないとき など



### ◇対象年齢

原則として、2歳から12歳（小学生）まで

### ◇預かりの内容

区分	ショートステイ	トワイライトステイ	休日預かり
養育時間	最大24時間	おおむね午後3時から午後10時	おおむね午前7時から午後8時
期間	7日以内/月	1か月以内	

### ◇利用料金

区分	単位	保護者の負担区分	ご負担額
ショートステイ	1泊2日	生活保護受給世帯	0円
		市民税非課税世帯	1,000円
		その他世帯	2,750円
トワイライトステイ	1日	生活保護受給世帯	0円
		市民税非課税世帯	300円
		その他世帯	750円
休日預かり	1日	生活保護受給世帯	0円
		市民税非課税世帯	350円
		その他世帯	1,350円

※利用にあたっては、区役所または児童相談所で利用登録が必要です。